

個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第 1 受託者は、本業務を行うために長野市（以下「市」という。）から引き渡された個人情報
情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第 2 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本
業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第 3 受託者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三
者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第 4 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合には、本事業の目的以外に使
用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、市が承諾した場合を除き、本業務を行うために市から引き渡された個人情
報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第 6 受託者は、本業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等が
あった場合には、市に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務)

第 7 受託者は、本業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、市の
指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還しなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第 8 受託者は、本業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出し
てはならない。